

学生・保護者の皆様へ

学生が新型インフルエンザと診断された場合の研修・研究旅行の対処について

**【研修・研究旅行日 前日まで】**

学生またはその同居家族が、新型インフルエンザと診断された場合は、研修・研究旅行への参加を中止するとともに、担任・引率教員または学校に、発症の旨と次のことを連絡して下さい。

○ 過去4日間の動向

- ・本校への登校・クラブ活動等の有無
- ・本校学生・教職員等との接触の有無

これを受け当該学生が過去4日間に学生・教職員等との接触がないことを確認した場合は、当該者を除いて研修・研究旅行を実施します。他の学生・教職員等との接触があり、その接触者が研修・研究旅行参加者に含まれる場合は、可能な限り医療機関の受診を促し、新型インフルエンザ発症のないことを確認して参加させることとします。

**【研修・研究旅行 当日集合時】**

学生は新型インフルエンザ様の症状（発熱、ノドの痛み、鼻水等）のある場合には、研修・研究旅行への参加を中止し、外出を避け、担任・引率教員にその旨を連絡して下さい。

集合時、教員が体調を確認し、体調不調のある学生は参加を中止、帰宅させることがあります。また、4年生で現地集合する際、体調不良学生と長時間同行した学生についても参加を中止させることがあります。その場合は、保護者に連絡をとり、帰宅等対応を協議します。

**【研修・研究旅行 行程中】**

新型インフルエンザの疑いのある学生がでた場合、医療機関を受診させます。学生の症状が確認される（簡易検査で陽性）までは、研修・研究旅行を続けます。

新型インフルエンザの疑いの学生が発症でない場合は、途中から参加させることがあります。

発症であった場合は、旅行全体を中止し、発症の学生は原則として現地に引取りに来て頂きます。その日の帰宅が困難な場合には、宿泊予定のホテルと調整のうえ、外部と隔離し宿泊させます。

発症学生以外の学生がその日宿泊予定のホテルに泊まるか否かは、学生個々の帰宅時間との関係で、学生と協議の上決定します。帰宅する場合は、人混みを極力避けて下さい。

なお、発症学生及び濃厚接触のあった学生については、帰宅後3日程度は自宅に待機して、様子を見ていただき、必要に応じては医療機関で診察を受けていただきますようお願いいたします。

学生は、旅行先での医療機関受診のため健康保険証または資格証明書、及びマスクを複数枚持参して下さい。

参加中止あるいは旅行が中止になった場合、費用は原則として返還されませんが、未消化分の一部が返還される場合があります。

学校は上部機関（国、都など）から国公立学校に対して休校措置が命ぜられた場合、または過去7日以内に同一の集団から2名以上の感染者が発生した場合（厚生労働省サーベイランスの流れ）、本校を休校とする措置が取られた場合、その期間における研修・研究旅行が中止となる場合があります。その場合の旅行費用については、全額返還されないことがあります。